

疑義照会回答（厚生年金保険 適用）

制度	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
厚生年金 適用	被扶養者（異 動）届	12	被扶養者の認 定おける続柄 の確認できる 書類について	—	<p>事業所から、日本人の被保険者（夫）が妻（外国籍）と妻との間に出生した子を被扶養者とする届出があり、続柄が確認できる書類として「婚姻届」及び「出生届」の受理証明書が添付されていたため、戸籍謄（抄）本（被保険者が世帯主であり妻子と同一世帯であれば住民票でも可）の添付が必要であることを説明したところ、続柄の確認は「婚姻届」及び「出生届」の受理証明書でも証明効力があると区役所から説明があったとの申出があった。</p> <p>事務所から区役所に照会したところ、受理証明書に記載される氏名、生年月日、続柄等は、戸籍謄（抄）本や住民票に記載される事項と同じであり、証明書として効力を有すると回答があった。</p> <p>被扶養者の認定において、受理証明書を続柄及び婚姻年月日を確認できる書類としてよいかご教示願います。なお、婚姻届の受理証明書においては、届出日が婚姻年月日となります。</p>	<p>受理証明書は、戸籍法及び同施行規則に基づき、市区町村が届を審査のうえ受理したことを証明する公文書であり、届出人が請求するものです。市区町村では届に基づき、新戸籍の作成や戸籍への記載を行います。</p> <p>扶養認定において続柄の確認が必要な場合は、戸籍謄（抄）本により確認を行っているところですが、受理証明書についても、戸籍謄（抄）本と同じく証明書としての効力があることから、受理証明書をもって続柄の確認を行っても差し支えありません。</p> <p>なお、回答については厚生労働省年金局及び保険局にも確認済みです。</p>

疑義照会回答（厚生年金保険 適用）

制度	区分	整理 番号	質問			回答
			案件	照会に関連する 法令、条文	内容	
厚生年金 適用	被保険者報酬 月額変更届	32	短時間勤務に 係る随時改定 について	厚生年金保険法 第3条3項 昭和24年4月25 日保文発第744 号の1 昭和36年1月26 日保発第4号	昭和24年4月25日保文発第744号の1に「法第三条三項に規定する標準報酬月額の変更については、その報酬の増減が継続的性質のものである場合に於て行うものであり、御来示のように傷病その他の事由によって減少する場合に於ては、その必要がないものと解されたい。」とあります。 育児による短時間勤務や病気等により一時的に短時間勤務となり、それまで受けていた報酬よりも少ない報酬を受けることになった場合で、 ① 短時間勤務者として、新たに契約を結びなおしたとき。 ② 就業規則上、育児や病気により短時間勤務となる者の給与規程等が別に規定（実際には規定されていないが慣例上の場合も含む。）されているときの、下記ア、イの場合。 ア、月給制であった者が、時給制に変更となる場合。 イ、月給制のまま、勤務時間を短縮し、短縮した分給与も減額する場合。 例えば、8時間労働者の者が7時間勤務となり、基本給が8/8から基本給7/8に変更される場合。 は、それぞれ随時改定の対象となるのかご教示願います。	ご照会の事例のように就業規則や給与規定に「短時間勤務制度」を設けている事業所について、その規定に基づく所定労働時間の変更に伴い、給与（固定的賃金又は給与体系）の変更が生じる場合は①および②とも随時改定の対象になる。 但し、単に勤務していない時間分について給与が控除されているに過ぎない場合（欠勤控除のようなケース）は、随時改定の要因にならない。